

米国公共調達が生産者の地域に与える社会的価値に関する研究

和田茂憲

(東北大学大学院生)

査読論文 (2024年12月20日)

論文要旨

米国内における物品やサービスの連邦調達では、障害者雇用プログラム・連邦刑務所産業・女性経営者中小企業などを優遇する、いわゆる「社会的価値」を伴う公共調達が実施されている。しかし、わが国における在日米軍などによる米国公共調達では、日本企業やNPO法人を対象とした社会的価値を考慮した公契約は結ばれていない。本研究ではこれを研究課題とし、日本国内でも同様に地域に影響を及ぼせないか、その可能性を探る。連邦調達法規を中心に議論を展開し、社会的価値を実現するための基礎的知見を得ることを目的とする。

結論として、連邦調達政策室や海軍施設技術部隊本部へ働きかけることで、日本での米国公共調達でも社会的価値導入はできるものと考察する。簡易調達手続においては、入札書の中に社会的価値に関する条項を追加し、該当する中小企業のみ入札参加資格の枠を設ける。交渉契約では、総合評価落札方式による非価格要因の一つに社会的価値を採用し、全体評価に反映させる。

キーワード：米国公共調達、地域、社会的価値、中小企業、NPO

1. はじめに

1.1 背景

米国連邦政府による公共調達は、米国内の地域経済に多大な影響を及ぼす。その基となる制度は、連邦調達規則 (Federal Acquisition Regulation; 以下 FAR) であり、各省庁がさまざまな物品やサービスを調達する際の指針となっている。国防総省は世界最大の調達機関でもあり、FAR や防衛連邦調達規則補足 (Defense Federal Acquisition Regulation Supplement; 以下 DFARS) に基づき、世界中に展開する米軍によって公共調達が実施されている。その国防総省の2023会計年度における国防費は、8,586億ドル (約135.6兆円)⁽¹⁾である。これは日本の2023年度の国家予算である一般会計総額114兆円を超える。

日本各地には日米安全保障条約により、米軍施設が多数存在する。主なものでも、北から三沢飛行場、横田飛行場、キャンプ座間、横須賀海軍施設、岩国飛行場、佐世保海軍施設、嘉手納飛行場、普天間飛行場などがある⁽²⁾。これら在日米軍施設を抱える全国の自治

体では、戦闘機など軍用機による昼夜を問わぬ騒音、米軍関係者による犯罪、基地の運用や整備に伴う環境や生態への悪影響など、「基地公害」として重い負担が押し掛かっている。一方で、米国連邦政府の国防予算を使った契約が日本企業との間で結ばれており、地域経済を潤しているのも事実である。青森県三沢市には、米軍三沢基地が所在し、空軍・海軍契約課によって公共調達が行われている。その調達対象は、物品、サービス、建設など多岐にわたる。本研究では、米軍三沢基地における商取引を主な研究対象とし、米国公共調達が日本の地域に与える社会的価値について考察する。

1.2 問題意識

米国内における物品やサービスの連邦調達では、障害者雇用支援プログラム（AbilityOne Program）、連邦刑務所産業（Federal Prison Industries, Inc.; 以下 FPI）⁽³⁾、そして女性やマイノリティーが経営者である中小企業などを優遇する、いわゆる「社会的価値」を伴う公共調達が実施されている。しかしながら、わが国における在日米軍による米国公共調達では、日本企業や NPO 法人を対象とした社会的価値を考慮した公契約は結ばれていない。本研究ではこれを研究課題と捉え、日本国内でも同様に社会的価値を伴う米国公共調達により地域に影響を及ぼせないか、その可能性を探る。

また、わが国の行政機関による公共調達に目を向けると、自治体によって差はあるものの、社会的価値を取り入れた入札が実施されている。それを支える代表的な法律として、通称、障害者優先調達推進法や女性活躍推進法が挙げられる。

以上、日米の公共調達における社会的価値の現状をまとめると、米国国内での米国公共調達および日本国内での日本の行政機関による公共調達では、社会的価値が伴われている。しかし、日本国内での米軍による米国公共調達では、社会的価値は考慮されていないのである。このことに問題意識を持ちつつ、本研究では社会的価値の導入可能性について考察する。次項では、在日米軍がわが国で調達を行う上でその根拠となる、日米地位協定および社会的価値を考慮した調達優先順位を明記している FAR に焦点を当てる。

1.3 日米地位協定と FAR

在日米軍による調達に関しては、日米地位協定第 12 条に記されている⁽⁴⁾。まず同条 1 項では、「合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けないで契約することができる。」となっている。つまりこの日米地位協定を根拠に、現在わが国で実施されている在日米軍による公共調達では、その入札方式を含めた調達先の選択が、FAR や DFARS 等に基づいて行われているのである。同条 1 項ではさらに「そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。」とつづく。この条文により、日米合同委員会などで合意がなされた際は、防衛省の地方防衛局が、在日米軍施設の建設工事等を日本国政府⁽⁵⁾のプロジェクトとして契約を結ぶのである。これらのプロジェクトのことを JFIP

(Japan Facilities Improvement Program) と呼び、米国側からすると日本というホスト国出資による、米軍施設建設の要請を支援するための建設プログラムとなる。JFIP は 1978 年に開始し、老朽化した米軍住宅等の状況を改善することで、在日米軍施設周辺の地域社会への影響を軽減するとされている。また JFIP では、レクリエーション施設、娯楽施設など「収益を創出する施設」の建設や、日本国政府が「攻撃軍事作戦を支援する」と認識するプロジェクトに対しては、資金提供はされないものとなっている⁽⁶⁾。

同条 2 項では、「現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品、及び役務でその調達に日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。」となっている。本研究は、日本で実施されている米国公共調達に、女性や障害者雇用等を促進するための「社会的価値」を導入することを考察するものである。ゆえに、それが実現したとしても「日本国の経済に不利な影響」を及ぼす恐れは無く、日本国の権限のある当局との調整は必要ないものとする。ここで想定される不利な影響とは、石油、レアメタル、半導体等の市場での深刻な供給不足が考えられる。

同条 3 項は、租税免除についての記載である。日本の消費税に関しては、在日米軍又は権限のある調達機関による、在日米軍の公務目的のための日本国内での物品およびサービスの調達が免税対象となる。免税方法は、在日米軍の調達機関が請負業者に日本の税務当局が認可している購入証明書を提供し、それを請負業者が税務当局に提示することで、納付済みの消費税の控除もしくは還付を受けることができる。また消費税の免税対象は、元請業者のみならず、下請・孫請業者もしくは納入業者にも、その適用範囲が及ぶ。

次に、社会的価値を考慮した調達優先順位を明記している FAR について整理する。FAR では、はじめに米国の連邦調達制度の基本理念⁽⁷⁾について述べられている。それは、「国民の信頼を堅守し、公共政策の目的を遂行し、そして顧客に対して最良の価値 (Best Value) がある製品またはサービスを迅速に提供すること」である。つまり「市場で流通している製品を最大限に活用し、企業間の競争を促進することで、コスト・品質・納期において顧客を満足させ、健全性・公平性・透明性 (Integrity, Fairness, Openness) をもって業務を遂行すること」となっている。

米国国民から徴収した税金による公共調達という性質上、公共の利益が重要視される。ゆえに、物品やサービスの公共調達では、考慮すべき供給源としての優先順位が FAR で規定されている⁽⁸⁾。物品では、優先順位の高いものから、①必要としている省庁内での在庫品、②他の省庁からの剰余分、③FPI、④盲人又は重度身体障害者から購入委員会が管理している調達リストに掲載されている供給品、そして⑤退役軍人省などの供給源、となっている。一方、サービスでは、①盲人又は重度身体障害者から購入委員会が管理している調達リストに掲載されているサービス、そして②FPI、とつづく。サービスについては優先順位が 2 項目のみで、その順位は物品とは逆である。これは FPI が、例えば囚人による公共の建物内での清掃サービスを想定すると、理にかなっているともいえる。

連邦政府機関が遵守すべきこれらの調達優先順位は、契約の元受業者が政府のために物品またはサービスを納入する際、下請業者に委託する場合も適用される。米国内での連邦調達において、社会的価値が広く配慮されていることが伺える。次項では、本研究で重要な意味を持つ「社会的価値」について整理する。

1.4 社会的価値

野中（2014）は、社会を「特定の地域において人々が集団・組織としてより善く生きることを目的とし、構成される相互関係の全体」と定義した。そのうえで、その社会に貢献する「衆知によって創造される社会的価値の創出は、人間や組織の行動の大きなモチベーションの一つであり、同時に経済的基盤を構成する」として、社会的価値をとらえた。

地方自治体で条例化したものとしては、東京都の国分寺市公共調達条例⁽⁹⁾がある。この条例では「事業者」を、第2条（5）で「公共調達の契約等の相手となり得るもの」とし、具体例として「株式会社等の民間企業のみならず、社会福祉法人、財団法人、社団法人、学校法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、市民活動団体等」を挙げている⁽¹⁰⁾。また「社会的価値」の定義については、同条（10）で「適正な賃金及び労働条件の確保、環境への配慮、障害者雇用、男女の雇用の機会均等その他の社会的に尊重されるべき価値をいう」としている。本研究では、この国分寺市の定義を援用する。また、松井ら（2012）は、わが国の契約請負業者による障害者雇用、男女平等、環境配慮、地域貢献など、社会的価値の実現に関する公契約法や条例の条項を「社会条項」と呼び、その規制範囲の概念図を作成している。

わが国における雇用に関する社会的価値実現のための代表的な法律を整理する。まず、2013年4月1日に施行された、障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）である。同法の目的は、国、独立行政法人、地方公共団体等が障害者就労施設などから優先して物品及びサービスの調達を推進することで、障害者就労施設で就労する障害者や在宅就業障害者の経済面での自立を促進することである⁽¹¹⁾。次に、2015年9月4日に施行された、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）である。同法の目的は、女性の職業生活における活躍の推進について、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにし、男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現することである⁽¹²⁾。

1.5 目的

本稿では、米国公共調達を巡る「社会的価値」に着目し、わが国での運用可能性に焦点を当てる。本研究の目的は、今後日本における米国公共調達に社会的価値を取り入れるため、新たな適正化に向けた基礎的知見を提示することである。そのうえで、わが国での米国公共調達において、どのような形で社会的価値が実現可能かについてFARを基とした入札方式や米国中小企業プログラムの制度を分析しつつ、考察することとする。

在日米軍による米国公共調達という特異な状況下では、より望ましい公共調達制度の運

用のための社会的価値の存在意義までは、今まで議論されてこなかったことが考えられる。ゆえに、日本の米国公共調達において、どのような社会的価値の実装が可能かを考察することは、極めて重要な意義を持つといえる。

2. 先行研究

2.1 公共調達の社会的価値に関する先行研究

これまで、日本及び諸外国の公共調達における社会的価値に関する研究は多く為されている。沼田(2016)は、わが国における公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性を考察している⁽¹³⁾。岸(2019)は、障害者雇用の促進の観点から米国の AbilityOne プログラム、EU の公共調達指令、および日本の地方自治体の総合評価一般競争入札方式について紹介している。岸(2020)は、障害者からの優先調達の仕組みを 80 年以上も前から導入している米国の障害者雇用支援に焦点を当て、その概要⁽¹⁴⁾、現状および課題を指摘している。岸(2022)は、EU から離脱した英国で新たに 2012 年公共サービス（社会的価値）法によって社会的価値を考慮した公共調達が実施されているとして、その現状と特徴を整理している。英国の社会価値法については、安田(2019)も、公共調達における「社会的責任」と「経済的効果」を高める取り組みについて指摘している。そのなかで、社会的価値を配慮して経済的効果を改善する取り組みを模索し、今後の可能性を推敲した。原田(2019)は、社会的インパクト評価の現状とサード・セクターの持続可能性の視点から、英国の自治体が公共調達・契約や公的資金を含む投資市場において社会的価値を反映させようとする取組を紹介している。社会的価値に関連しては、中小企業サプライヤーの観点から研究したものとして、佐藤(2022)は、中小企業の SDGs への取り組みの現状と課題を指摘している。

以上、公共調達の社会的価値に関する先行研究を整理した。これにより明らかになったことは、日本では障害者雇用などの社会的価値の重視の仕方においては自治体ごとに差があり、現状では各地方自治体の自主的な取り組みに任されていることである。米国においても、NPO に対する障害者雇用支援については歴史があり、充実したプログラムとなっている。EU を離脱した英国では、新たに社会的価値の実現を目指した法律が施行された。つまり先進国における公共調達では、社会的価値を考慮したさまざまな入札方式が試みられており、今後も新たな導入方法で実装されるものと考えられる。

2.2 米国連邦政府調達制度に関する先行研究

米国連邦政府調達制度についての先行研究は日本国内においても多数存在する。その中で大野ら(2005)は、米国・欧州と日本の公共工事の入札・契約方式を比較して分析を行っている。それにより、日本の公共工事の入札・契約制度改革がどのような方向に向かうべきかを提示した。岩松(2010)は、FAR などの公共調達関係文書の体系を詳しく説明し、「公平かつ合理的」という FAR の随所で多用される価格の判断基準に関する米国独特の概念に注目し、公平の定義をめぐる日米の相違を述べている。木下(2017)は、わが国の公共

調達制度の基本原則である会計法の制定の背景と現在までの変遷を述べている。米国や欧州といった他国の公共調達制度の実態を明らかにした上で、日本の公共執行システムの今後のあるべき姿を論じている。平野(2018)は、建設工事の契約に焦点を当てた。まず米連邦調達制度に学ぶ調達の手法と手続きとして、網羅的に米国調達の米国連邦調達制度の概要、契約価格の設定のための各種契約、コストの概念などについて整理している。それにより米国連邦政府調達の制度体系、非価格要因を考慮した契約相手の選定方法、価格設定、および契約管理のための具体的な手法を考察し、今後わが国の公共調達でも必要となる基礎的知識の情報源となるべく提示している。また、FARの各パートの概要説明など、基本的な米国連邦政府調達制度も紹介している。

以上、米国連邦政府調達制度に関する先行研究を整理した。契約体系について日米欧で比較したものや、FARに関連する先行研究は多数存在することが明らかとなった。これらの先行研究により、調達制度、契約体系、コストの概念などを読み解くことができる。

2.3 先行研究の限界

「公共調達の社会的価値」と「米国連邦政府調達制度」に関する先行研究は多数存在することがわかった。しかしながら、在日米軍などによる「日本における米国公共調達の現状や社会的価値の導入」についての先行研究は、著者の知る限り存在しない。米国内での連邦政府による公共調達では、障害者雇用やFPI以外にも、一定金額を下回る規模の調達では社会的価値を考慮した「特定の中小企業」に入札参加枠を設けることがFARにより規定されている。その米国からみれば、社会的価値の適用外である日本において米国公共調達が行われているという状況である。またわが国からみても、日米安全保障条約により駐留している在日米軍による米国公共調達の実施という、特異な状況であるといえる。ゆえに今まで、日本での米国公共調達への社会的価値の導入に関する議論がなされてこなかったものと考えられる。

3. FARによる入札方式

米国公共調達が日本の地域に社会的価値を与える可能性を追求するため、まずはFARにおける一般的な入札方式を整理する。FARでは、米国連邦政府による公共調達の方針として、「完全かつ開かれた競争 (full and open competition)」を掲げている。いくつかの例外はあるものの、「契約担当官は入札を公募し政府契約を発注する際において、完全かつ開かれた競争を促進し、提供するものとする」⁽¹⁵⁾と規定している。日本における米国公共調達の主な入札方式は、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約が用いられる。連邦政府調達専用サイトである通称「サム」、(System for Award Management; 以下SAM)⁽¹⁶⁾を通して、不特定多数の参加者を募る一般競争入札では、FARの連邦調達システムの原則である、「健全性、公平性、透明性」の達成度が最も高い。一方、応札者を限定する指名競争入札ではそれが次第に低くなり、随意契約にいたっては競争自体を伴わない一

社見積が基本となるため、最も低くなる。

一般競争入札ではさらに、3種類の入札方法が用いられている。FAR13章で紹介されている「簡易調達手続 (Simplified Acquisition Procedures)」、14章の「封印入札 (Sealed Bidding)」、そして15章の「交渉契約 (Contracting by Negotiation)」である。米国では、簡易取得手続で実施する入札では「完全かつ開かれた競争」は適用されず⁽¹⁷⁾、封印入札と交渉契約が本来該当する。その理由は、米国での簡易取得手続では、中小企業プログラムにより特定の中小企業への入札参加資格の枠組みがそもそも存在し、それによって「完全かつ開かれた競争」とはみなされないからである。つまり米国での一般競争入札では、簡易取得手続が封印入札や交渉契約と比べて健全性、公平性、透明性が本来低いことになる。しかし、わが国での米国公共調達においては、中小企業プログラムは基本的に適用外である。日本での適用が考えられる稀なケースとしては、例えば米国本土で簡易取得閾値 (Simplified Acquisition Threshold; 以下 SAT) である\$250,000を超える大口の契約を米国人が受注し、その本契約のタスクオーダーを在日米軍基地内において、中小企業プログラムに該当する米国人が下請けとして契約に従事するケースが想定される。この場合であれば、元請負人の下請負人に対する中小企業プログラムの遵守を、米国中小企業庁 (Small Business Administration; 以下 SBA) が監視することも考えられる。

わが国で実施される米国公共調達では、日本国内の各種関連免許や資格の所持が、入札参加・契約受注の条件となっているケースが多数を占める。つまり、日本に本店・支店を置く法人が基本的には受注対象となるのである。その根拠が DFARS 252.225-7042 に記されており、「入札の申込業者は、契約が履行されようとする国または国々で事業を運営し実行する権限を正式に付与されている」ことを条件としている。このことは米国での簡易調達手続と同様、「完全かつ開かれた競争」には該当しないとみなすこともでき、外国である日本でどの程度 FAR が求める「完全かつ開かれた競争」が実現できているか、議論の余地がある。


指名競争入札と随意契約については、本研究では社会的価値を伴う公共調達を想定していない。よって、端的に述べる。まず、わが国で想定される指名競争入札は、以前は簡易調達手続において調達担当者が3社を選択して見積を直接要請するなどして、頻繁に用いられていた。しかし現在では、政府調達専用サイトである SAM を通して、広く入札参加業者を募る一般競争入札が主流となっている。他には、時期数量未確定 (Indefinite Delivery Indefinite Quantity; 以下 IDIQ) 契約における複合発注建設契約 (Multiple Award Construction Contracts; 以下 MACC) なども指名競争入札としてみなすことができる。MACC では、特定の種類の建設を北米産業分類システム (North American Industry Classification System; 以下 NAICS) で分類し、競争の結果、複数の企業と指名競争をするための本契約を締結する。その後、建設工事でタスクオーダーを切る際、当該業者のみに毎回入札参加を要請する方式である。

随意契約とは、主に特定のブランド名の調達も含めた単独供給源 (Sole Source) からの調達である。政府側の調達要求者が指定するある特定の物品やサービスの調達において、

簡易取得手続に基づいて実施される一社独占販売からの取得では、本来 FAR6 章による競争の要件は免除される。それでも契約担当官は、その単独供給源からの調達に対して正当性を持たせるため書面の準備が求められており、調達としては決してハードルが低いとはいえないのである。また単独供給源の物品やサービスの独自の政府見積（Independent Government Estimate; 以下 IGE）が高くなるにつれ、その正当性に対する契約担当官以外の承認も順次上位の役職に求められる。他に随意契約として想定されるものは、Micro Purchase をターゲットとした GPC Card（Government Purchase Card）、つまり政府による物品等の購入のための専用クレジットカードを用いた調達方法がある。実務レベルでの 1 万ドル以下の Micro Purchase による随意契約では、発注者側は受注先を毎回固定せず、できるだけローテーションすることが求められている。

ここまで述べたことを表したのが、表 1 である。次項から、一般競争入札での入札方法である簡易調達手続、封印入札、および交渉契約について更に精査する。

表 1 日本における米国公共調達の入札方式

入札方式	一般競争入札			指名競争入札	随意契約
健全性 公平性 透明性	高 				低
FAR	13章	14章	15章		13章
入札方法	簡易調達手続	封印入札	交渉契約	IDIQ MACC等	Sole Source GPC Card
IGE	\$250,000以下	\$250,000以上	\$250,000以上		上限無し
入札書	RFQ	IFB	RFP		
落札方式	最低価格	最低価格	総合評価	最低価格	一社見積

出典：FAR を基に、筆者作成

3.1 簡易調達手続

簡易調達手続⁽¹⁸⁾は、IGE が、SAT（\$250,000）以下の場合に適用される。入札書は Request for Quotation (RFQ)を用い、最低価格落札方式を採用し、一番低い金額を提示した業者に発注する。

FAR13 章では、簡易取得手続の目的の一つとして、「中小企業、中小零細企業、および女性経営者、退役軍人経営者、HUBZone、兵役障害退役軍人経営者による中小企業など『営利目的で組織化された事業体』が、政府契約で適正とされる一定の割合を確保するための機会の向上を図ること。」⁽¹⁹⁾と規定している。そのうえで、各省庁は米国内での SAT 以下のすべての物品またはサービスの購入について、「実行可能な最大限の範囲で」⁽²⁰⁾、簡易取得手続を用いてこれらの中小企業を対象とした調達を実施している。その例外としては、省庁の供給源が①FPI、もしくは盲人又は重度身体障害者から購入委員会が管理し

ている調達リストに掲載されている供給品や②既存の IDIQ 契約などを挙げている。米国およびその周辺地域では、IGE が\$10,000 から\$250,000 までの場合は、中小企業事業体 (Small Business Concern) ⁽²¹⁾を調達対象として割り当てなくてはならず、契約担当官は次に示された社会的価値を伴う中小企業事業体に発注することになる。

- ① 8(a) プログラム⁽²²⁾
- ② HUBZone 中小企業
- ③ 兵役障害退役軍人経営者中小企業(SDVOSB) プログラム
- ④ 女性経営者中小企業 (WOSB) プログラム

しかし、日本における米国公共調達では、上記で示したような FPI や障害者を優先とした調達、および中小企業優遇策は適用外となっており、簡易調達手続も現状では一般競争入札の枠組みに入ると考えられる。SAT におけるわが国での社会的価値の導入に関しては、入札書に中小企業優遇に関する条項 (社会条項) 等を、NAVFAC Language⁽²³⁾として明記し、該当する中小企業に入札参加資格枠を割り当てて入札を実施する方法が考えられる。

3.2 封印入札

IGE が SAT 以上の場合の入札方法は、封印入札と交渉契約の 2 通りがある。そのなかで政府の要求事項が明確、正確、かつ完全で、入札参加業者と話し合い (Discussion) を行わない場合、契約担当官は封印入札を選択する。封印入札は、発注側・受注側の双方が問題なく仕事内容を理解できるのであれば、交渉契約に比べて入札の手順も容易である。契約発注に至るためには開札後に、入札書類に含まれている価格および価格に関連した要因のみを契約担当官は考慮し、結果として政府にとって最も有益となる責任ある入札者に対して発注が行われる。例外はあるものの入札方法が封印入札の場合では、契約の種類は固定価格契約 (Firm-Fixed-Price Contract) となる。また開札の結果、最低入札額が偶然 2 社以上で同等の場合は、契約を発注する際に以下のような優先順位となる。

- ① 労働余剰 (つまり失業率が高い) 地域の中小企業事業体
- ② その他の中小企業事業体
- ③ その他の企業体

それでもなお 2 社以上の入札者が同等の資格を有する場合は、その入札者に限定した抽選により落札を決定する⁽²⁴⁾。日本においては上記のような中小企業の優先は存在せず、最初から抽選によるくじ引きとなる。通常、封印入札においては、入札書は Invitation for Bid (IFB) を用い、RFQ と同様に最低価格落札方式を採用する。最低価格落札方式では、RFQ、IFB とともに最も安い価格を提示した者を受注業者とする。

3.3 交渉契約

交渉契約では、入札書は Request for Proposal (RFP) を用い、落札方式は総合評価となる。交渉による契約 (Contracting by Negotiation) とはなっているが、政府がプロポーザル (提案書) を評価し、何も問題がなければ通常話し合いは行わずに発注することになる。

ただし、契約担当官が必要と判断した場合では、政府は話し合いを行う権利を有する。総合評価落札方式とは、価格(Price)と非価格要因 (Non-price Factor) の 2 つを総合的に評価して落札者を決定する方式である。

調達側である政府は、要求内容に合致するプロポーザルを提出し政府にとって最も有益で信頼できると判断する業者に、契約を発注する。価格については、政府は「総価格」に基づいて評価する。総価格とは、契約初年度での要求事項の金額、およびすべてのオプション年度での項目の金額から構成される。価格の分析にあたっては、公平かつ合理的な価格 (fair and reasonable price) として政府が評価するため、以下の 4 つの比較手法のうち 1 つ以上を用いることになる。

- ① RFP に対して提示された (競合他社の) 提案価格との比較
- ② 提案価格と IGE との比較
- ③ 提案価格と入手可能な過去の情報との比較
- ④ 市場調査 (Market Research) の結果との比較

価格の妥当性の判断においては、①が一番説得力を持つため、「競争の有無」が重要となる。②の IGE がそれに次ぎ、③④と続く。非価格要因に目を向けると、評価項目としての非価格要因は、サービスと建設ではプロポーザル内容や契約担当官により求める項目や順位が異なる。例として、まずサービスでは、一般的に以下を非価格要因として考慮する。

- ① 企業経験および必要とされる免許
- ② 安全性
- ③ 過去実績

次に、建設では以下を非価格要因とする。

- ① 建設業許可・Project Manager・CQC System Manager として 1 級建築施工管理技士
- ② 安全性
- ③ 過去実績

非価格要因では、サービスと建設共に、契約内容に合致する免許・許可・資格などがまずは要求され、次いで安全性や過去実績を採用する傾向がある。いずれも重要で評価すべき項目となる。また交渉契約では、評価基準として「技術的に許容可能な最低価格」(Lowest Price Technically Acceptable; 以下 LPTA) が前提となる。政府は LPTA プロポーザルを提案した業者を選択することで、Best Value (最良の価値) がもたらされることを期待する。総合評価落札方式で政府の発注対象となるためには、非価格要因の全体評価が Acceptable でなければならない。いずれかの非価格要因で Unacceptable と評価された場合、協議によって修正されない限り、非価格要因の全体評価は Unacceptable となる。非価格要因の全体評価が最終的に Unacceptable であるプロポーザルは、政府側の発注として「不適格」とみなされる。

総合評価落札方式とは、価格と非価格要因を、LPTA という判断基準により総合的に評価する落札方式である。LPTA を提示したプロポーザル参加業者に発注する例として、下の表 2 で説明することができる。このケースでは、結論として B 社に発注することになる。

理由は、まず A 社から E 社までの価格の条件は、A 社が最も金額を低く提示している。考慮すべき点是非価格要因である右側の Technical の部分である。この RFP では、Technical を①企業経験②安全性③過去実績としている。A 社は一番低い価格を提示したにもかかわらず、過去実績で Unacceptable と評価され、非価格要因の全体評価が Unacceptable となっている。前途のとおり、全体評価が Unacceptable と評価されたプロポーサルは、政府側の発注には不適合となる。同様に D 社も企業経験と安全性で Unacceptable と評価され、非価格要因の全体評価が Unacceptable となっている。B 社、C 社、E 社はいずれも全体評価で Acceptable と評価されている。その中で価格が最も低い B 社が、結果として LPTA となり、発注対象と認められるのである。

社会的価値の導入方法に関して交渉契約では、総合評価落札方式による非価格要因として社会的価値を新たに組み入れることを想定する。その結果、非価格要因の全体評価に影響を及ぼし、社会的価値を伴う企業に発注する。

表 2 RFP の価格と価格以外の要因の総合評価例

Offerors	Price	Technical			
		企業経験	安全性	過去実績	全体評価
A社	¥100,000,000	A	A	U	U
B社	¥105,000,000	A	A	A	A
C社	¥110,000,000	A	A	A	A
D社	¥115,000,000	U	U	A	U
E社	¥120,000,000	A	A	A	A

A = Acceptable

U = Unacceptable

出典：筆者作成

4. 中小企業プログラム

前節ではわが国での FAR の入札方式を説明し、日米における米国公共調達での「完全かつ開かれた競争」の現状の違いも提示した。そこから明らかになったことは、米国での社会的価値を伴う SAT 以下での公共調達では、入札参加枠を設ける (Set-aside) ため、「完全かつ開かれた競争」とはみなされないことである。AbilityOne Program や FPI からの調達以外の簡易調達手続では、中小企業法に基づく中小企業庁が先導する充実したプログラムが存在する。

本節ではまず、「日本での米国公共調達でも、米国の中小企業プログラムを同様に実施することは可能か」を検証する。わが国は米国からすると外国であり、米国の中小企業プログラムは基本的には適用外である。その裏付けが、FAR19 章の中小企業プログラムに記されている。まず Concern (事業体) について、「米国またはその周辺地域に事業所を有し、

納税および米国製品、材料、労働力の使用などを通じて米国経済に大きく貢献する、営利目的で組織化された事業体」⁽²⁵⁾と定義づけている。つまり FAR における中小企業プログラムの具体的な適用範囲とは、米国 50 州、コロンビア特別区、プエルトリコ、北マリアナ諸島、米領サモア、グアム、米領バージン諸島などのことである。そこには米国の管轄下にあるその他の場所や、外国内の米国の基地や領地は含まれない。さらに DFARS では、この FAR の文言を援用し、「契約当事者から審査要請がない限り、中小企業庁調達センターの担当者は、国防総省が実施する、または国防総省のために実施される次の調達を審査しない」⁽²⁶⁾と記されている。つまりそれは、地位協定もしくは米軍が展開する外国政府とのその他の協定に従って発注されたもの、および、米国およびその周辺地域外で発注され実施されたもののことを差す。在日米軍基地により発注される契約には、契約担当官から要請がない限り SBA は関与せず、米国の中小企業プログラムは原則的に適用外となるのである。しかし、これはあくまで「原則的」であり、FAR では中小企業プログラムの実施の可能性に一定の含みも持たせている。FAR19.000(b)(1)では、中小企業プログラムの適用範囲について、(i)で「契約担当官は、合衆国及びその周辺地域において本章（中小企業プログラム）を適用しなければならない」としている。そして同(ii)では「契約担当官は、米国及びその周辺地域以外でも本章を適用することができる」としている⁽²⁷⁾。日本で中小企業プログラムの適用が考えられるケースとしては、前節で述べたとおりである。しかしこのようなケースは稀であり、米国の中小企業プログラムを日本法人へそのまま適用することは、法的観点からも現実的ではない。米国の中小企業プログラムを支える法的根拠としては、中小企業法、米国軍需調達法、41 U.S.C.（合衆国憲章）3104、大統領令 12138 号（1979 年 5 月 18 日）が挙げられる。

プログラム対象企業について、FAR13 章でも若干異なる内容で取り上げられているが、FAR19 章では以下の中小企業事業体に発注することとしている。

- ① 中小企業
- ② 8(a)参加企業
- ③ HUBZone 中小企業
- ④ 兵役障害退役軍人経営者中小企業（SDVOSB）事業体
- ⑤ 経済的に不利な立場にある女性経営者中小企業（EDWOSB）事業体
- ⑥ 女性経営者中小企業（WOSB）事業体

上記の対象企業のなかで②と③以外は、事業体の大意を名称から読み解くことが可能である。そこで次項では、②8(a)参加企業と③HUBZone 中小企業について整理する。

4.1 8(a)参加企業

8(a)参加企業プログラムとは、社会的・経済的に不利な立場にある経験豊富なマイノリティ中小企業経営者を対象とした、連邦契約・研修プログラムのことである⁽²⁸⁾。通称「8(a)プログラム」と呼ばれ、アラスカ先住民企業、地域開発公社、インディアン部族、ハワイ先住民組織が所有する中小企業を支援するための 9 年間のプログラムである。この

プログラムに参加する企業は、米国経済で効果的に競争力を向上させるための研修や技術支援を受けることができる。中小企業法第 8 条(a)に記載され、SBA に創設する権限を与えた事業育成プログラムである。

中小企業の育成は、様々な形態の経営、技術、財務、調達支援を提供することによって達成される。SBA は連邦機関と提携し、8(a)プログラム参加企業を最大限に活用することを促進することで、連邦市場における契約機会への公平な参入を保証する。認定を受けた8(a)プログラム参加企業は、連邦政府の契約優遇措置を受ける資格を有す。米国連邦政府による公共調達における SBA の役割として、SBA は連邦政府の契約全体の 23%を認定中小企業に発注することを目標としている。そのために連邦政府機関と連携し、8(a)プログラムの請負業者にカウンセリングや支援を提供する。

FAR19 章ではさらに、中小企業事業体による最低入札額が複数社同額 (Equal Low Bids) となるケースへの対応についても記されている。まず労働余剰地域、つまり失業率が高い地域にある中小企業を優先し、次に労働余剰地域ではない中小企業に発注する⁽²⁹⁾。それでも同等の場合は、最終的にくじびきとなる。

4.2 HUBZone 中小企業

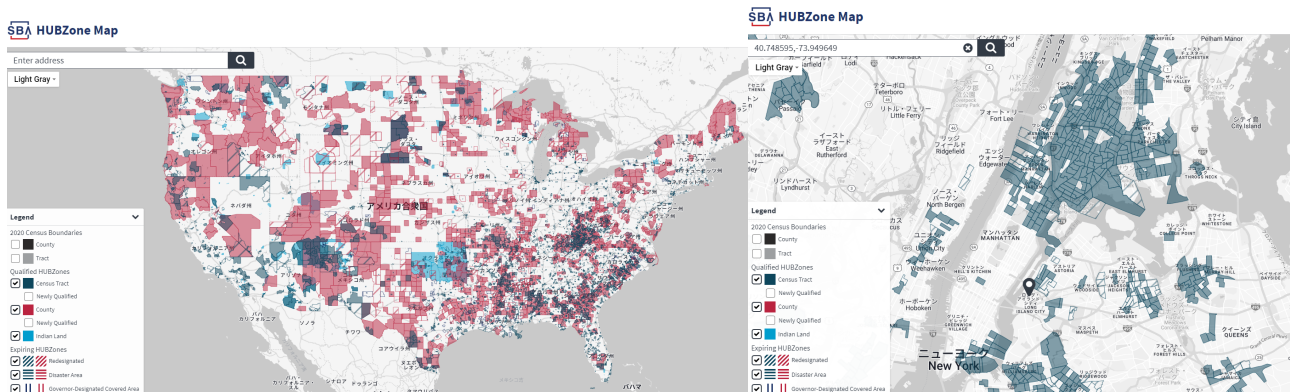
HUBZone (Historically Underutilized Business Zone) とは、「歴史的に低開発商業特区」のことである。1997年の HUBZone 法により、SBA に HUBZone プログラムが創設され、連邦政府の契約金の少なくとも 3%を HUBZone 認定企業に発注することを目標としている。その目的は、歴史的に過小利用されている商業特区に所在する認定中小企業事業体に連邦契約の支援を提供し、その地域における雇用機会、投資、経済発展を促進することである⁽³⁰⁾。HUBZone プログラムは、5年ごとに HUBZone の指定が更新され、支援を最も必要とする地域社会に継続的にプログラムを提供することを義務づけている。HUBZone プログラム適用の例外としては、FPI や AbilityOne プログラムへの発注などが挙げられる。また 13CFR 126.103 では、以下の 1つまたは複数の範囲内にまたがる地域を HUBZone としている⁽³¹⁾。

- ① 認定国勢調査地区
- ② 認定された非大都市圏の郡
- ③ インディアン居留地の境界線内の土地
- ④ 再指定地域
- ⑤ 認定基地閉鎖地域
- ⑥ 認定災害地域
- ⑦ 知事が指定した対象地域

SBA によって常時、管理・更新されている、図 1 左側の米国本土の HUBZone マップにより、米国法人は自社の主たる事務所が HUBZone 内に位置しているのかを確認することができる。HUBZone として認定されなくなった地域に主たる事務所がある、もしくは従業員が居住している場合では、プログラム参加資格に影響が出る可能性がある。ほとんど

の地域は頻繁に変更されないが、⑥認定災害地域や⑦知事が指定した対象地域では、新規での追加や失効を反映するため、適時更新される地域となる。HUBZone プログラムの再認証は年に 1 回必要となり、事業が継続して認定される限り参加期間に制限はない。しかし、少なくとも 3 年ごとにプログラムの審査を受ける必要がある。SBA は、抜き打ちで HUBZone 認定企業を訪問し、HUBZone の申請または再認証手続きの一環として行われた認証または提供された情報の真偽性を確認するための審査を行う。

図 1 米国本土と NY マンハッタン島周辺の HUBZone マップ



出典：米国中小企業庁ホームページ「HUBZone Map」から引用

米国本土の HUBZone マップを絞った図が、図 1 右側の NY マンハッタン島周辺のものである。ここから読み取れることは、SBA で作成された HUBZone マップが単なる地理的な区域で分けられているのではなく、地域社会の実情に合わせたきめの細かい認定が行われていることである。マンハッタン島では、セントラルパークから南側ではすでに十分に発展した超高層ビル群となり、そのほとんどは HUBZone 認定がされていない。同様に、ハドソン川をはさんだ西側のニュージャージー州では住宅街が広がり、それらの地区でも HUBZone とは認定されていないことが読み取れる。

米国中小企業プログラムの日本での直接的な導入については、国内法とのすり合わせや関連する法整備の変更、プログラムの適用範囲に日本も含める際に生じる FAR、DFARS の変更、既存の中小企業プログラムの制度そのものについて米国中小企業庁との調整を勘案した結果、実現可能性が低いことが明らかとなった。特に、8(a)参加企業、HUBZone 中小企業や兵役障害退役軍人が経営する中小企業（SDVOSB）事業体は、わが国では一般的ではない米国特有の中小企業を手厚く支援する枠組みである。このことにも考慮しつつ、日本での米国公共調達で社会的価値を実現できないか、その導入方法を考察する。日本での米国公共調達では、中小企業プログラムはその導入可能性に含みを持ちつつ、原則適用されることは稀であることが分かった。

5. 社会的価値の導入

第 3 節では、米国公共調達の入札方式である、一般競争入札、指名競争入札、そして随意契約に分類して整理した。そのなかで一般競争入札ではさらに 3 種類の入札方法として、簡易調達手続、封印入札、交渉契約に分類し、その特徴を整理した。それにより、日本での米国公共調達における社会的価値の実現に関しては、簡易調達手続での NAVFAC Language、交渉契約での総合評価落札方式による可能性を示唆した。しかし、封印入札での社会的価値を伴う公共調達の可能性については言及していない。封印入札とは、交渉契約と同様に、IGE が SAT 以上の調達を対象とした入札方法である。当然、中小企業以外の大企業による入札参加も期待され、「完全かつ開かれた競争」が前提となっている。ゆえに封印入札でも中小企業を対象とした社会的価値の導入をすると、日本においてはさらに「完全かつ開かれた競争」が弱まることが想定される。一方、交渉契約では社会的価値を目指すこととしている。その理由は、交渉契約の落札方式が封印入札とは違い「総合評価」であり、非価格要因によるプロポーサルの評価基準が元々「完全かつ開かれた競争」の妨げとはみなされないからである。契約担当官は、仕様書で求める要求内容や IGE による契約の規模を考慮し、最終的に社会的価値の導入を含めた非価格要因を決定する。サービスでの社会的価値を伴う具体的な契約としては、建物の清掃、草刈り・雪かき、ごみ収集業務等が適していると考えられる。一方、専門的な知識や資格を要する業務に関しては、その都度契約担当官の裁量となる。

第 4 節では、社会的価値を伴う現状の米国公共調達を理解するため中小企業プログラムを取り上げ、主に SBA による 8(a) プログラムと HUBZone を取り上げた。日本での米国公共調達における社会的価値導入に際し、適応範囲となる地域の枠を考慮しなくてはならない。しかし HUBZone Map のようにきめの細かな地域分けをすることは困難である。米国では HUBZone 法により、SBA がその役割を担っているが、わが国ではどの機関が日本国内の地域の実情を考慮した Map を作成し、随時更新するのかという問題があるからである。ゆえに日本国内の米国公共調達では、「日本」を一つの地域とみなすことが現実的となる。米国海軍ではインド太平洋地域 (Indo-Pacific Region) の枠の中に、横須賀に本部を置く極東における在日米国海軍司令部がある。その指揮下には、日本では三沢、横須賀、厚木、岩国、佐世保、沖縄、日本以外では韓国、シンガポール、インド洋にあるイギリス領ディエゴ・ガルシアが管轄区域となる。つまりインド太平洋地域の中に極東があり、極東内の日本の各地に海軍施設があるのである。本来、日本国内の地域の実情を考慮した地域枠を追求することが望ましい。しかし、米軍の世界展開を勘案すると、社会的価値の導入可能性を高めるためには、地域の範囲を「日本」とすることが現実的な提案となる。

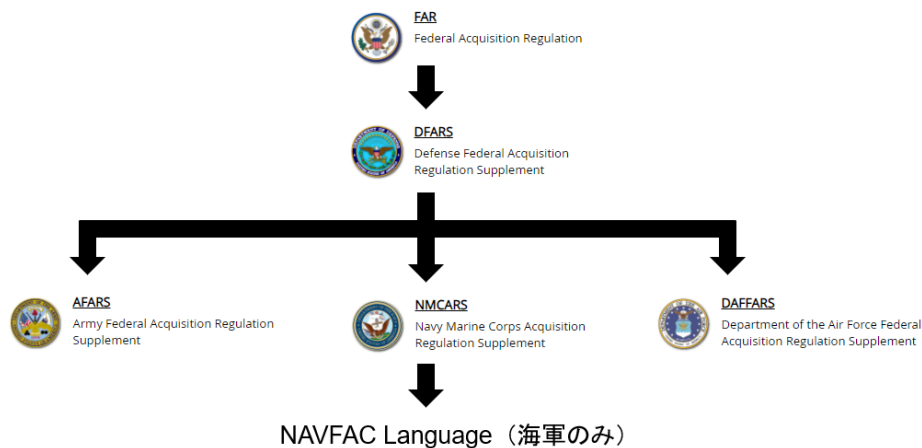
5.1 NAVFAC Language

NAVFAC Language とは、海軍契約課によって使用されている「地域条項」に近い契約の約款である。入札書および契約書に記載され、その内容は多岐に渡る。それらは、契約担当官の権限、契約履行保証、業者の評価、受発注者双方の意見の相違解消のための和解方法、ペーパーレス契約に関するものである。また、世界展開している米軍が駐留する地

域の実情に特化したものとして、日本の消費税免税、電気水道等のインフラの使用確認、基地内の法令遵守に関するものである。この NAVFAC Language に FAR や日本の社会的価値を伴う公共調達を参考に、新たな「社会条項」を創出し、社会的価値を考慮した日本における米国公共調達を実現させる。

社会条項の創設を NAVFAC Language とした理由を述べる。図 2 の通り、FAR は米国連邦政府の各省庁や機関が実施する調達についての規則であり、いわば、米国連邦調達のバイブルである。その FAR を補うものとして国防総省では DFARS があり、さらに DFARS の補足には、陸海空それぞれの実情に特化した規則で構成されている。

図 2 FAR、DFARS、NMCARS と NAVFAC Language との関係



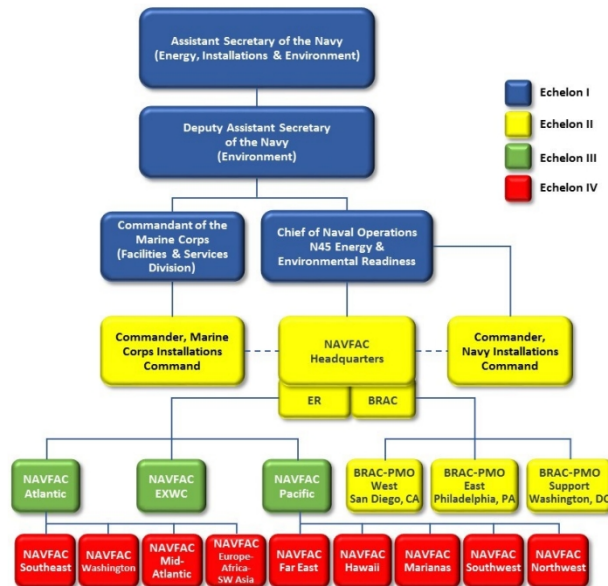
出典：ACQUISITION.GOV を基に、筆者作成

日本で行われる米国公共調達に社会的価値を導入するためには、その実現可能性を高める意味でも、いかに下層に位置する規則に働きかけるかが鍵となる。ゆえに FAR の補足である DFARS の補足である NMCAR のさらに補足として存在する、NAVFAC Language に行き着いたのである。この考察の限界として、NAVFAC Language は海軍のみで使用されているので、空軍や陸軍にはまた別の補足への働きかけが必要となることである。しかし、まずは海軍で日本での社会的価値を伴う公共調達が採用されると、陸海空の調達担当代表者による会合、連邦調達政策室、または日米合同委員会を通して、在日米軍の契約課全体に同様の政策が波及できるものと考えられる。

それでは、補足として存在する NAVFAC Language への、社会的価値導入の実現可能性を推し量ることはできないのであろうか。図 3 は、米国海軍 NAVFAC の組織図である。エシュロン I（第一階層）は、海軍少将をトップとする組織である。エシュロン II（第二階層）は、ワシントン DC に NAVFAC の本部を置き、海兵隊と海軍ではエシュロン I から別々の指揮系統が存在する組織で構成されている。エシュロン III（第三階層）は、NAVFAC を①大西洋、②カリフォルニア州ポート・ワイニーミに所在する EXWC（Engineering and Expeditionary Warfare Center：工兵・派遣作戦本部）、そして③太平洋で構成されている。その中の太平洋の本部は、ハワイのパール・ハーバー・ヒッカム合

同基地である。エシロン IV（第四階層）は、NAVFAC Pacific では極東などで構成されている。つまり横須賀に在日米国海軍司令部がある、NAVFAC 極東を含む。ちなみに日本では、NAVFAC 極東には三沢、横須賀、厚木、岩国、佐世保、沖縄がその指揮下となっているが、組織図外となる。

図 3 米国海軍 NAVFAC の組織図



出典：NAVFAC EXWC ホームページから引用

組織図では、NAVFAC Language を管轄する部局も示されている。それはワシントン DC に本部を置く、エシロン II である。このことから、FAR のさらに補足として存在する NAVFAC Language ではあるが、その変更への働きかけは、決してハードルが低いとはいえないことが伺える。社会条項については地域（この場合は日本）の実情を踏まえた NAVFAC Language を新設し、障害者・女性・高齢者雇用、子育て支援、環境配慮などを入札書、契約書に表記し、社会的価値を考慮した日本での米国公共調達の実現をめざす。

5.2 総合評価落札方式

本項では、一般競争入札の交渉契約での総合評価落札方式で社会的価値を陸海空で導入できないか、その可能性を考察する。非価格要因の評価基準（Evaluation Criteria）に、社会的価値（Social Value）の項目を採用し、プロポーザル参加業者に女性、障害者、高齢者等がどの程度の割合で雇用されているかなどを見積提案書と共に資料提出を求める。発注側である在日米軍の米軍契約課は、資料内容を基に非価格要因のひとつである社会的価値を、良・不良（Satisfactory/Unsatisfactory）で評価する。契約担当官は交渉契約において、プロポーザル提案書一式を SAM にアップロードする前に、調達先選定計画（Source Selection Plan）を作成することになっている。その段階で何を非価格要因とするかを決定するが、契約内容やサービスと建設では、求められる非価格要因は異なる。こ

ここに新たに社会条項を組み入れることで社会的価値の実現を目指すのである。調達先選定計画には、契約担当官の一つ上の役職の責任者のサインも必要となり、在日米軍の契約課においては、社会的価値が適用されると広く日本全体の米軍契約課で考慮されるものと期待できる。また NAVFAC Language と同様に、総合評価落札方式への社会的価値導入に関しても、海軍ではワシントン DC に NAVFAC 本部を置くエシュロン II との調整が必要となることが予想される。

以下の表 3 は、第 3 節の表 2 で示した非価格要因である Technical に、「社会的価値」を追加したものである。表 2 の条件下では、結果として政府は B 社に LPTA として発注した。それでは、表 3 の条件下ではどうなるのか。結論は B 社ではなく、C 社に発注することになる。B 社は企業経験、安全性、過去実績で Acceptable と評価されているが、社会的価値では Unacceptable と評価されている。つまり、B 社は障害者・女性・高齢者雇用、子育て支援、環境への配慮、地域貢献のいずれかを考慮した経営を行っておらず、政府側が満足できる資料を提供しなかったのである。総合評価では、非価格要因の一つでも Unacceptable と評価されると、全体評価が Unacceptable となるため、発注対象とはならない。C 社に関しては、4 つすべての非価格要因で Acceptable となっており、総価格では 3 番目に低いにもかかわらず、非価格要因と総合的に評価をして、LPTA のプロポーザルとなるのである。

表 3 社会的価値を伴う RFP の価格と価格以外の要因の総合評価例

Offerors	Price	Technical				
		企業経験	安全性	過去実績	社会的価値	全体評価
A社	¥100,000,000	A	A	U	A	U
B社	¥105,000,000	A	A	A	U	U
C社	¥110,000,000	A	A	A	A	A
D社	¥115,000,000	U	U	A	U	U
E社	¥120,000,000	A	A	A	A	A

A = Acceptable

U = Unacceptable

出典：筆者作成

6. おわりに

6.1 まとめ

米国内における物品やサービスの連邦調達では、障害者雇用 NPO・連邦刑務所産業・女性経営者中小企業などを優遇する、社会的価値を伴う公共調達が実施されている。また日本の公共調達でも、自治体により差はあるものの実施されている。しかし、わが国での米国内公共調達では、日本企業や NPO 法人を対象とした社会的価値を考慮した公契約は結ば

れていない。本稿ではこれを研究課題として、日本国内でも同様に地域に影響を及ぼさないか、その糸口を探るべく考察を行った。

本研究ではまず、在日米軍が調達を行う上でその根拠となる日米地位協定、調達優先順位を明記している FAR、そして社会的価値の概念について精査した。次に、先行研究レビューの結果、公共調達の社会的価値と米国連邦政府調達制度に関する先行研究は多数存在することがわかった。しかし、日本における米国公共調達の現状や社会的価値の導入に関する研究は、行われていないことが明らかとなった。つぎに、社会的価値の導入方法を探るため、日本における FAR に基づく米国公共調達の入札方式を整理した。また米国公共調達の社会的価値を理解するため、米国中小企業庁による中小企業プログラムである 8(a) や HUBZone を中心に分析を行った。

これらの結果、本稿では次の 2 通りを提案する。入札方式を一般競争入札とし、入札方法はそのなかの簡易調達手続と交渉契約とする。簡易調達手続では、入札書の中に社会的価値を伴う中小企業優遇に関する条項を、「NAVFAC Language」として明記し、該当する中小企業のみに入札参加の枠を設ける。交渉契約では、「総合評価落札方式」による非価格要因のなかの 1 つに社会的価値を採用することで、全体評価に影響を及ぼし、結果として社会的価値を伴う企業に発注する方法である。いずれも NAVFAC のエシユロン II との調整が求められることが想定される。

6.2 今後の課題と展望

本稿では社会的価値を実現するための基礎的知見を得ることを目的とし、FAR を中心に議論を進め、一定の理解を深めることができたものと考えられる。今後の課題としては、そのために考察した 2 つの方法を、実際に連邦調達政策室や海軍施設技術部隊本部へ働きかけることである。まずは「Suggestion Box」などを通して、提言することが考えられる。

前節の表 3 では、社会的価値を伴う公共調達を実施した結果、B 社ではなく C 社に発注することになった。それでは B 社と C 社の差額である 5,000,000 円の負担増が問題となるが、それは発注元である米国政府の予算からの追加負担となる。このような事実も含めた日本での社会的価値実現を米国側が同意するためには、より合理的な正当性が求められる。それは例えば、インド太平洋地域の安定のための日米同盟のさらなる深化であり、米国政府主導による公共調達制度の国際的な枠組みづくりへの寄与であり、そして駐留国である日本国民の米国に対する印象の向上でもありと考えられる。

在日米軍の存在は、ときに基地公害としてマイナスの側面が捉えられる。一方、東日本大震災直後の「トモダチ作戦」や、三沢基地発のボランティア活動である「Misawa Helps」に代表される、核となる価値観の共有（Sharing Core Values）のためには、惜しみなく被災地への復旧支援活動に尽力したのも事実である。最近では、東京電力第 1 原発の処理水放出を理由に中国による日本産水産物の全面禁輸への対抗として、米軍が日本の水産業者と長期契約し、ホタテなどを買い取る事例も報道されている⁽³²⁾。また米軍三沢基地では、毎年の行事として、地元の日本人の障害を持つ子供たちを基地に招き入れ、「Special

Olympics」という交流イベントを 35 年以上にわたり開催している。公共調達における社会的価値の実現は、より多くの人々が社会とつながりを保ち、広く地域経済を活性化させるという意味においても、普遍的なテーマであるといえよう。

注

- (1) COMPTROLLER.DEFENSE.GOV 「Fiscal Year 2024 Budget Request」 1ドル=157.95円で換算（2024年5月1日）
- (2) 防衛省・自衛隊ホームページ「在日米軍施設・区域（共同使用施設を含む）別一覧」
- (3) FPIは通称「UNICOR」とも呼ばれ、カレンダーや筆記用具などの物品購入は、基地内のGSA Martなどを通して購入可能である。
- (4) 外務省ホームページ「日米地位協定第12条」
- (5) 日本国政府のことを、GOJ（Government of Japan）と呼称する。
- (6) Office of the Assistant Secretary of Defense for Energy, Installations, and Environment 「Program Areas」
- (7) ACQUISITION.GOV 「1.102 Statement of guiding principles for the Federal Acquisition System.」
- (8) ACQUISITION.GOV 「8.002 Priorities for use of mandatory Government sources.」
- (9) 国分寺市ホームページ「国分寺市公共調達条例」
- (10) 同上。これは、「公共調達」を「市が外部から事務事業の運営上必要とするものを調達するために締結すること（指定管理者により行われる公の施設の管理も含む）」としており、相手方の形態や営利・非営利の如何を問わないためである。
- (11) e-Gov「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
- (12) e-Gov「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」
- (13) 社会的価値の実現を目的とする条例あるいは法律上の条項を「社会条項」と呼ぶならと前置きし、「公契約規整」を次のように定義した。「当事者の少なくとも一方が国や地方自治体などの公の機関である公共工事や業務委託などの契約（公契約）の条項に、当該公契約による事業で働く労働者の賃金等の労働条件の最低基準を定める『労働条項』や社会的価値の実現に資する『社会条項』を盛り込むことによって、適正な労働条件を確保し、あるいは国・地域の社会的価値の向上を図ることを目的とする法律や条例」
- (14) ジャビッツ・ワグナー・オデイ法（Javits-Wagner-O'Day Act）は、すべての連邦政府機関が、目の不自由な人やその他の著しい障害を持つ人を雇用している非営利組織から、特定の物品やサービスを購入することを義務付ける米国の連邦法である。この法律は、1938年の先行法の大幅な改正として、1971年の第92回米国連邦議会で可決された。
- (15) ACQUISITION.GOV 「6.101 Policy.」
- (16) SAM上のContract Opportunitiesでは、IGEが25,000ドルを超える連邦政府とのビジネスチャンスのための入札案件が閲覧できる。それらは契約の概要、入札書、および一般公開されている電子アクセス可能な関連情報を含む。SAM.govに登録した法人は、連邦政府との契約を獲得するためにSAMを通して競争に参加することができる。
- (17) ACQUISITION.GOV 「6.101(a)」
- (18) 通常、SAP（Simplified Acquisition Procedures）と略語で表記されるが、封印入札（Sealed Bidding）および交渉契約（Contracting by Negotiation）では略語がないため、便宜上SAPもそのまま記載する。
- (19) ACQUISITION.GOV 「13.002 Purpose.」
- (20) 「to the maximum extent practicable（実行可能な最大限の範囲で）」は、FARでの頻出語である。
- (21) Concernとは、営利目的で組織化された事業体を差す。たとえば、個人事業主、パートナーシップ、株式会社、共同ベンチャー、企業組合、協同組合など。
- (22) また8(a)プログラムとは、中小企業法セクション8(a)において、中小企業庁(SBA)が他の政府機関とあらゆる種類の契約を締結し、その契約を履行するための下請契約をプログラム参加資格がある企業に発注する権限を与えるプログラムのことである。
- (23) NAVFACとは、Naval Facilities Engineering Systems Command（米海軍施設技術部隊）のことである。
- (24) ACQUISITION.GOV 「14.408-6 Equal low bids.」
- (25) ACQUISITION.GOV 「19.001 Definitions.」
- (26) ACQUISITION.GOV 「219.402 Small Business Administration procurement center representatives. (c)(iii) Exclusions.」

- (27) ACQUISITION.GOV 「19.000(b)(1) Scope of part.」
(28) 米国中小企業庁ホームページ 「8(a) Business Development program」
(29) ACQUISITION.GOV 「19.202-3 Equal low bids.」
(30) ACQUISITION.GOV 「Subpart 19.13 - Historically Business Zone (HUBZone) Program」
(31) eCFR.GOV 「13 CFR Part 126 -- HUBZone Program」
(32) この購入契約は、Sole Source による随意契約であると推測される。
REUTERS 「米軍が日本産ホタテ購入へ長期契約、『中国の経済的威圧に対抗』と米大使」

参考文献

- 岩松準 [2010] 「米国の公共調達における『フェアでリーズナブルな価格』をめぐって」『建築コスト研究』No.8、49-53 頁。
- 遠藤哲哉 [2019] 『「地域経営」における価値創造 新しい自治体経営を志向して』現代図書
- 大野泰資、原田祐平 [2005] 「日・米・欧における公共工事の入札・契約方式の比較」『会計検査研究』No. 32、149-168 頁。
- 岸道雄 [2019] 「地方自治体の公共調達における社会的価値を考慮した総合評価方式に関する一考察—障害者雇用に焦点を当てて—」『地域情報研究』第 8 号、1-16 頁。
- 岸道雄 [2020] 「米国アビリティワン・プログラムによる障害者優先調達の仕組みと現状」『政策科学』第 27 号、301-315 頁。
- 岸道雄 [2022] 「英国における社会的価値を考慮した公共調達の現状—Public Services (Social Value) Act 2012 と新たな社会的価値モデルに基づく取り組み—」『地域情報研究』第 11 号、141-154 頁。
- 木下誠也 [2017] 『公共調達解体新書—建設再生に向けた調達制度再構築の道筋』経済調査会。
- 佐藤千洋 [2022] 「持続可能な開発目標 (SDGs) —サプライヤー・システムの観点から—」『人文社会科学論叢』No.31、67-86 頁。
- 沼田雅之 [2016] 「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」『法学志林』第 113 巻 3 号、47-80 頁。
- 野中郁次郎・廣瀬文乃・平田透野 [2014] 『実践ソーシャルイノベーション—知を価値に変えたコミュニティ・企業・NPO』千倉書房。
- 原田晃樹 [2019] 「公共調達・契約における社会的価値評価—社会的インパクト評価の実際とサード・セクターの持続可能性の視点から—」『自治総研』通巻 493 号、35-77 頁。
- 平野吉信 [2018] 「米連邦調達制度に学ぶ調達の手法と手続き①スタディの背景・目的と米連邦調達制度の概要」『建築コスト研究』No.103、72-80 頁。
- 平野吉信 [2019] 「米連邦調達制度に学ぶ調達の手法と手続き②契約価格の設定のために『契約のタイプ』」『建築コスト研究』No.104、46-53 頁。
- 平野吉信 [2019] 「米連邦調達制度に学ぶ調達の手法と手続き③『コスト精算』型契約におけるコストの考え方」『建築コスト研究』No.105、66-77 頁。
- 平野吉信 [2019] 「米連邦調達制度に学ぶ調達の手法と手続き④『コスト』関係調達・契約ツールの枠組みと建設関係契約への適用」『建築コスト研究』No.106、81-88 頁。
- 平野吉信 [2019] 「米連邦調達制度に学ぶ調達の手法と手続き⑤『GSA/PBS における CM as constructor(CMs)プロジェクト運営方式』」『建築コスト研究』No.107、77-86 頁。
- 松井祐次郎・濱野恵 [2012] 「公契約法と公契約条例—日本と諸外国における公契約事業者の公正な賃金・労働条件の確保—」『レファレンス』平成 24 年 2 月号、53-78 頁。
- 安田直樹 [2019] 「英国における社会価値法 (Social Value Act) がもつ今日的な課題 公共調達における社会的責任と経済的効果を高める取り組みに関する一考察」『経営戦略研究』第 14 号、31-43 頁。

Research on the social value that U.S. public procurement in Japan can affect local communities

Shigenori Wada
Tohoku University, Graduate School of Economics and Management

Abstract

The federal acquisition of supplies and services in the U.S. includes social value that prioritizes or set aside the ordering for AbilityOne participating nonprofit agencies, Federal Prison Industries, and women-owned small business concerns. The U.S. public procurement in Japan, however, does not enter into public contracts considering social value targeting Japanese entities or nonprofit organizations. This paper regards it as a research question and pursues the possibility of affecting social value to Japanese communities as well. The consideration begins based on the Federal Acquisition Regulation with the objective of obtaining fundamental knowledge for achieving social value.

It reaches to the conclusion to incorporate social value into U.S. public procurement in Japan by lobbying the Office of Federal Procurement Policy and NAVFAC HQ. In the Simplified Acquisition Procedure, a NAVFAC Language of the social value will be newly incorporated into the solicitation, and only applicable small business concerns will be set aside to participate in the quotation process. In the Contracting by Negotiation, social value will be selected as one of non-price factors under the comprehensive evaluation proposal method to reflect the overall evaluation.

Keywords: U.S. Public Procurement, Community, Social Value, Small Business, Nonprofit Organization